注意事項

**危険物取扱者選任・解任届出書**

１　製造所等において、危険物取扱者（危険物取扱者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）以外の者は、甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ、危険物を取り扱うことはできません。

２　製造所等において、危険物の取扱い作業に従事する責任者（以下「責任者」という。）及び危険物保安監督者の職務を代行する者（以下「代行者」という。）は、「危険物取扱者選任・解任届出書」による選任が必要になります。

３　責任者は、当該製造所等に勤務する危険物取扱者に限られます。ただし、委託等により他の会社から派遣されている危険物取扱者については、委託等の契約書（写し）の添付があればこの限りではありません。

４　責任者又は代行者の選任・解任に伴い、予防規程の変更が生じる場合がありますので、「予防規程変更認可申請」を行って下さい。なお、個人名のみの変更の場合は、「変更工事（軽微）届出書」による手続きで認められます。

５　一の届出で２名以上の責任者及び代行者の選任・解任が行えます。その場合は、本届出書の「危険物取扱者」の欄に、「別紙のとおり」と記入し、同欄に記入すべき事項をまとめたものを別紙として添付して下さい。

【提出時期】

責任者及び代行者を定めたときは、遅滞なく届け出を行うこと。また、これを解任したときも、同様です。

【提出部数】

２部提出（１部返納分）

【添付書類等】

・危険物取扱者免状の写し（表裏）

※委託等による責任者の選任の場合

・委託等の契約書（写し）

　　※代理者による届け出の場合

　　・委任状

【関連する手続き】

　　・「予防規程制定・変更認可申請書」

【類似する手続き】

　　・「危険物保安監督者選任・解任届出書」